



平成 25 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 ソフトブレーン株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 木下 鉄平
(TEL. 03-6880-2600)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日）（当日は休日につき実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 6 月 30 日（日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 1 月 30 日（水）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

- ① 株式の分割前の発行済株式総数 309,550 株
- ② 株式の分割により増加する株式数 30,645,450 株
- ③ 株式の分割後の発行済株式総数 30,955,000 株
- ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 120,000,000 株

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 25 年 6 月 14 日（金）
- ② 基準日 平成 25 年 6 月 30 日（日） ※実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金）
- ③ 効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日 (月)

(参考) 平成 25 年 6 月 26 日 (水) をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 7 月 1 日 (月) をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 8 条 (単元株式数) を新設いたします。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第 9 条 (単元未満株式についての権利) を新設いたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 8 条、第 9 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則に経過措置の定めを新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条から第 5 条まで (条文省略)	第 1 条から第 5 条まで (現行通り)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 2000</u> 万株とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行通り)
(新設)	<u>(単元株式数)</u>
	<u>第 8 条</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
	<u>第 9 条</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式</u> <u>について、次に掲げる権利以外の権利を行</u> <u>使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>

<p>第 8 条から第 36 条まで (条文省略)</p> <p>付則 (新設)</p> <p>平成 22 年 3 月 24 日最終改正</p>	<p><u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 10 条から第 38 条まで (現行通り)</p> <p>付則 <u>(経過措置)</u></p> <p><u>第 6 条の変更および第 8 条ないし第 9 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、本付則は効力発生日をもって削除する。</u></p> <p>平成 25 年 3 月 22 日最終改正</p>
--	--

なお、本年 3 月 22 日開催予定の第 21 期定時株主総会において、上記の通り定款変更議案を付議いたします。

以 上